

地方公共団体における文化財保護行政の現状に関する調査 結果概要

1. 調査の概要

○調査目的: 自治体の文化財保護担当課の職員の配置状況や地方文化財保護審議会の設置状況等、地方公共団体における文化財保護事務の推進体制等を把握するため悉皆的な調査を実施。

○調査期間: 平成 29 年9月1日～9月 20 日

○調査対象: 全都道府県及び市区町村(47 都道府県、1,741 市区町村)

○回 答 数: 47 都道府県、1,739 市区町村

※一部小規模自治体において、一つの自治体が近隣の自治体の文化財保護事務を一括して担当している場合があるため、回答数は市区町村数と一致しない。

2. 調査結果

(1)自治体及び自治体附属機関における職員の配置状況(平成 29 年 9 月現在)

○文化財保護主管課及び附属機関(美術館・博物館、埋蔵文化財センター等)職員の配置状況: () はうち非常勤の人数

	合計(文化財主管課+附属機関) (人)	うち専門的な知識や経験を持つ者(人)(重複あり)				
		美術工芸品	建造物	記念物・埋蔵文化財	民俗文化財	無形文化財
都道府県	45.2(5.5)	4.9(0.4)	2.0(0.1)	20.5(2.9)	1.7(0.2)	0.4(0)
指定都市	25.8(4.6)	1.9(0)	1.3(0.1)	14(2.6)	0.7(0.4)	0(0)
中核市	21.6(6.2)	1.9(0.4)	0.7(0.1)	8.8(3.0)	1.2(0.6)	0.2(0.1)
一般市	7.3(2.1)	0.5(0.2)	0.1(0)	2.8(0.5)	0.3(0.1)	0.1(0)
特別区	8.8(4.0)	0.8(0.5)	0.3(0.2)	2.3(1.5)	0.5(0.3)	0.4(0.3)
町	2.4(0.4)	0.1(0)	0.1(0)	0.8(0.1)	0.1(0)	0.03(0)
村	1.7(0.3)	0.1(0)	0.1(0)	0.3(0.1)	0.1(0)	0.03(0)

※文化財保護主管課及び附属機関(美術館・博物館、埋蔵文化財センター等)の職員

※「専門的な知識や経験」を持つ者の例:

- ・学芸員や建築士等の資格保有者
- ・高専、短大、大学で関係する学科を卒業し、当該分野の文化財の保存や取り扱いについて、専門的知識を有している者
- ・5年程度の実務経験を有し、今後も当該事務を担当する予定の者 等

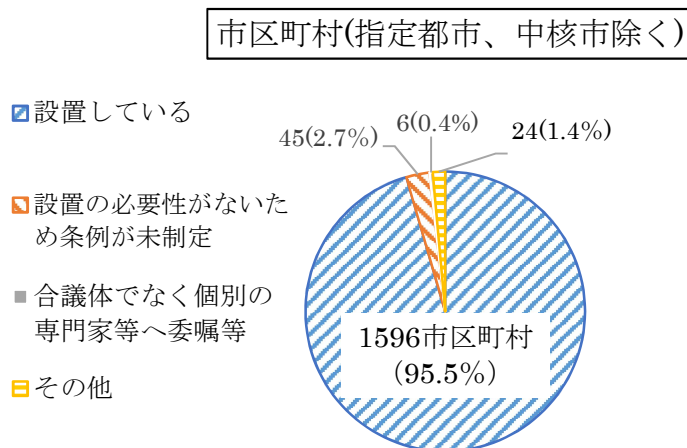
○今後、専門性を持った職員の配置を強化したいと考えている分野として挙げた自治体の割合(複数回答可):

	美術工芸品	建造物	記念物	民俗文化財	無形文化財
都道府県	48.9%	66.0%	42.6%	51.1%	29.8%
指定都市	40.0%	65.0%	70.0%	45.0%	30.0%
中核市	35.4%	60.4%	45.8%	37.5%	20.8%
一般市	35.4%	47.9%	49.2%	34.9%	18.1%
特別区	21.7%	47.8%	13.0%	26.1%	26.1%
町	21.0%	25.1%	34.8%	24.9%	14.0%
村	12.6%	17.6%	22.5%	19.8%	13.2%

(2) 地方文化財保護審議会等(平成 29 年 9 月現在)

○設置状況(地方文化財保護審議会等の会議体を設置している割合):

- ・ 都道府県、指定都市、中核市 : 100%
- ・ 一般市、特別区、町、村 : 95.5%



(「その他」の例)

- ・ 調査・審議すべき案件が発生するごとに都度、臨時の会議や関係者との協議を行っている
- ・ 現在、設置を検討中
- ・ 対象となる文化財がない 等

○地方文化財保護審議会を設置している場合、その委員数・年間開催回数の平均:

	都道府県	指定都市	中核市	一般市	特別区	町	村
委員数 (人)	16.3	12.5	9.9	7.9	7.9	5.7	4.1
開催回数 (回)	2.5	2.4	2.3	2.1	3.4	2.0	1.7

○設置している場合、地方文化財保護審議会へ諮問を要することとしている事項として挙げた自治体の割合(複数回答可):

	地方指定文化財 の指定・解除	文化財の保存及 び活用に関する 重要事項	文化財保護法第 184条に基づき 委任された事務 の執行	その他
都道府県	100.0%	17.0%	6.4%	0
指定都市	95.0%	45.0%	10.0%	5.0%
中核市	100.0%	35.4%	6.3%	14.6%
一般市	94.8%	34.1%	10.6%	5.7%
特別区	100.0%	43.5%	13.0%	13.0%
町	83.4%	29.5%	-	4.3%
村	65.9%	22.5%	-	4.9%

(「文化財の保存及び活用に関する重要事項」の例)

- ・地方指定文化財の重要な現状変更
- ・史跡の整備活用について
- ・地方指定文化財の保存方法、工事方法等の審議
- ・保存活用計画等、重要な計画の策定
- ・地方指定文化財に係る補助金の交付について
- ・周知の埋蔵文化財包蔵地の開発許可 等

(「その他」の例)

- ・文化財に関する予算や執行状況
- ・未指定を含む文化財の保存活用方策
- ・埋蔵文化財発掘調査に関すること
- ・「歴史文化基本構想」における理念の具体化 等

○教育委員会会議へ諮ることを要することとしている事項として挙げた自治体の割合(複数回答可):

	地方指定文化財の指定・解除	文化財の保存及び活用に関する重要事項	文化財保護法第184条に基づき委任された事務の執行	その他
都道府県	93.6%	2.1%	0	10.6%
指定都市	95.0%	15%	0	0
中核市	91.7%	20.8%	4.2%	16.7%
一般市	87.7%	14.0%	9.4%	4.7%
特別区	91.3%	26.1%	13.0%	4.3%
町	74.1%	12.4%	-	3.4%
村	65.4%	13.7%	-	1.6%

(「文化財の保存及び活用に関する重要事項」の例)

- ・文化財に関わる条例・規則の改正
- ・地方指定文化財の重要な現状変更
- ・史跡の整備活用について
- ・地方指定文化財の保存方法、工事方法等の審議
- ・保存活用計画等、重要な計画の策定
- ・地方指定文化財に係る補助金の交付について
- ・周知の埋蔵文化財包蔵地の開発許可 等

(「その他」の例)

- ・文化財保護審議会委員の委嘱・任命
- ・文化財に関わる条例の制定・改廃
- ・埋蔵文化財の発掘 等

○事務委任・補助執行をしている場合の文化財保護経費の平均(平成27年度):

	事務委任・補助執行を行っている自治体	行っていない自治体
指定都市	610,007 千円	627,294 千円
中核市	349,146 千円	289,121 千円
その他の市区町村	79,313 千円	35,922 千円

※文化庁「H27年度地方における文化行政の状況について」を基に算出

(3) 地方文化財保護指導委員(文化財保護法第 191 条)(平成 29 年 9 月現在)

○文化財保護指導委員を配置している都道府県及び類似の役割を担う職員を配置している市町村の割合と、配置している場合の委員数の平均:

	都道府県	指定都市	中核市	一般市	特別区	町	村
配置している割合	85.1%	35%	18.8%	11.3%	39.1%	8.5%	5.5%
配置している場合の委員数の平均(人)	35.5	4.3	13.6	0.9	5.2	0.3	0.3

○文化財保護指導委員もしくは類似の役割を担う職員を配置している場合、その活動内容として上げた自治体の割合(複数回答可):

	文化財の巡視	所有者等への指導・助言	地域住民への普及活動	その他
都道府県	87.2%	57.4%	36.2%	6.4%
指定都市	30.0%	0.0%	10.0%	10.0%
中核市	16.7%	2.1%	2.1%	4.2%
一般市	10.2%	5.0%	4.6%	1.8%
特別区	39.1%	26.1%	30.4%	13.0%
町	8.0%	3.4%	3.4%	1.2%
村	6.0%	1.1%	1.6%	0.0%

(「その他」の例)

- ・ 指定候補物件の調査
- ・ 埋蔵文化財調査及び発掘調査の指導・補助
- ・ 域内文化財の総合調査
- ・ 文化資源の掘りおこし
- ・ 教育委員会による文化財公開事業への協力 等

(4) 中間まとめに提言されている「地域における文化財の総合的な保存・活用に係る基本的な計画」や「個々の文化財の保存活用計画」を策定した場合、その推進にあたって必要と思われる措置(財政上の措置、税制上の措置、法令上の措置を選択の上、自由記述)

(財政上必要な措置として挙げられた回答例)

- ・ 市町村の文化財保護行政において主体的な取り組みに着手し得る担当職

員数、専門職員数増

- ・保存・管理計画や、新たな基本計画の作成及び実施にかかる費用への支援
- ・財政力指数により補助割合を変えるなどの措置をとってほしい 等

(税制上必要な措置として挙げられた回答例)

- ・相続税の減免拡大
- ・地方指定の建造物・土地の固定資産税の減免
- ・地方公共団体における土地の買上時の譲渡所得税控除額や対象範囲の拡大
- ・個人所有の文化財保存活用に関する費用に対する税の控除 等

(法令上必要な措置として挙げられた回答例)

- ・法令上で計画策定の方針を明確化してほしい
- ・県が市町村に行う指導助言について、制度上の位置づけ付与
- ・文化財保護法に定められた届出等の簡素化
- ・計画に基づく整備・活用に係る現状変更に関する規制緩和（市町村教育委員会への許可権限移譲等）
- ・建造物の利活用にともなう建築基準法との関係や河川や町並みの整備にともなう景観法等との関係の調整 等

(5)文化財担当職員や学芸員等への研修の実施状況(複数回答可)

※都道府県への調査

